

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

規則
○母子及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則

規則

母子及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十六年九月三十日

福島県知事 佐藤雄平

福島県規則第七十二号

母子及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則

母子及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則（昭和四十二年福島県規則第一百十二号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則

目次中「母子福祉資金」を「母子福祉資金及び父子福祉資金」に改める。

第一条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、「第十四条」の下に、「第三十一条の六」を、「母子家庭及び」の下に「父子家庭並びに」を加える。

第二条中「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に改める。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 母子福祉資金及び父子福祉資金

第三条第一項各号列記以外の部分中「第十三条第一項各号」の下に「及び法第三十一条の六第一項各号」を加え、「第三十八条」を「第三十一条の七」に、「同じ」を「「連帯保証人」という」に、「母子福祉資金貸付申請書」を「母子（父子）福祉資金貸付申請書」に改め、同項第二号中「女子」の下に「又は配偶者のない男子」を加え、同項第

三号の表中「母子福祉資金」を「母子（父子）福祉資金」に改め、同表中特例児童扶養資金の項を削り、同条第二項中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「すべて」を「全て」に改める。

第五条を次のように改める。

（借用書の提出）

第五条 前条第二項の規定により資金の貸付けを行う旨の決定の通知を受けた者は、貸付金の貸付けを受けたときは、遅滞なく借用書（第六号様式）を知事に提出しなければならない。

第六条中「第八条第三項ただし書」の下に「及び政令第三十一条の六第三項ただし書」を加える。

第七条第一項中「第八条第五項」の下に「及び第三十一条の六第五項」を加え、同条第二項を削る。

第九条中「第十九条第一項」の下に「（政令第三十一条の七において準用する場合を含む。）」を加え、「同項各号のいずれかに該当することを」を「該当する各号について」に改める。

第十条の見出し中「保証人」を「連帯保証人」に改め、同条中「保証人」を「連帯保証人」に、「保証人変更承認申請書」を「連帯保証人変更承認申請書」に改める。

第十二条第一項中「又は保証人」を「（以下「連帯借受者」という。）連帯保証人又は相続人」に改め、「第十五条第一項本文」の下に「（法第三十一条の六第五項において準用する場合を含む。）」を加え、「又は福島県特例児童扶養資金貸付金の償還の免除に関する条例（平成十五年福島県条例第九十七号）第一条」を削る。

第十三条第一項中「継続資金」の下に「（修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金を総称したものをいう。以下同じ。）」を加え、「改正政令附則第四条第二項」を「政令第三十一条の五第三号、第四号、第五号若しくは第八号」に改める。

第十四条第一項中「（特例児童扶養資金を除く。）」を削り、同条第二項を削る。

第十七条第一項中「又は高等専門学校」を「高等専門学校又は専修学校」に改める。

第十九条中「改正政令附則第四条第六項各号」を「政令第三十一条の七において準用する政令第十二条第一項各号、第二項各号若しくは第三号各号」に改める。

第二十条第一項中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「本項」を「この項」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「保証人」を「連帯保証人」に改め、同条第二項中「保証人」を「連帯保証人」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第三項各号列記以外の部分中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項第一号中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「母子福祉団体非該当届」を「母子（父子）福祉団体非該当届」に改め、同項第二号中「母子福祉団体事業変更届」を「母子（父子）福祉団体事業変更届」に改め、同項第三号中「女子」の下に「又は配偶者のない男子」を加え、「母子福祉団体被用者変更届」を「母子（父子）福祉団体被用者変更届」に改め、同項第四号中「母子福祉団体理事変更届」を「母子（父子）福祉団体理事変更届」に改め、同項第五号中「母子福祉団体名称等変更届」を「母子（父子）福祉団体名称等変更届」に改め、同条第四項中

「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。
 第二十一条第一項各号列記以外の部分中「において準用する法第十三条第一項各号」を「各号」に、「保証人」を「連帯保証人」に改め、同項第三号の表就職支度資金の項、住宅資金の項及び転宅資金の項中「写」を「写し」に改め、同表結婚資金の項、修学資金の項、就学支度資金の項及び修業資金の項中「その子」を「寡婦の被扶養者」に改め、同条第二項中「同条」を「同項」に、「第三十二条第三項」を「第三十二条第四項」に改める。

第二十二条中「第六条まで、第七条第一項」を「第七条まで」に改め、「第十三条まで、第十四条第一項及び第十五条から」を削り、同条の表第五条の部、生活資金又は特別児童扶養資金の項を削り、同表第六条の部中「第三十七条第二項において準用する政令第八条第三項ただし書」を「第三十七条第三項」に改め、同表第七条第一項の部中「第七条第一項」を「第七条」に、「第三十七条第二項において準用する政令第八条第五項」を「第三十七条第五項」に改め、同表第十二条第一項の部中「第三十二条第四項」を「第三十二条第五項」に改め、同表第十三条第一項の部中「改正政令附則第四条第二項」を「政令第三十一条の五第三号、第四号、第五号若しくは第八号」に改め、同表第十九条の部中「改正政令附則第四条第六項各号」を「政令第三十一条の七において準用する政令第十二条第一項各号、第二項各号若しくは第三項各号」に改め、同表第二十条第三項第三号の部中「女子」の下に「又は配偶者のない男子」を加える。

第二十四条の見出し中「市町村」を「市」に改め、同条中「福島県母子及び寡婦福祉法に係る事務処理の特例に関する条例」を「福島県母子及び父子並びに寡婦福祉法に係る事務処理の特例に関する条例」に、「第七条第一項」を「第七条」に改め、「第七条第二項」を削る。

第一号様式(表)中「母子福祉資金貸付申請書」を「母子(父子)福祉資金貸付申請書」

「 <u>据置期間</u> 」	年 月	「 <u>据置期間</u> 」	年 月
「 <u>置期間</u> 」	(年 月から 年 月まで)	「 <u>保証人に関する事項</u> 」	
「 <u>項</u> 」	「 <u>連帯保証人に 関する事項</u> 」	「 <u>おもなる資産</u> 」	「 <u>主な資産</u> 」
「 <u>おもなる負債</u> 」	「 <u>主な負債</u> 」	「 <u>返済元(貸)</u> 」	「 <u>この申 母子福</u> 」

「この申請による
母子(父子)福祉
資金以外の借
金の状況」

「この申請による
母子(父子)福祉
資金以外の借
金の状況」

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」

る借主」や「連帯借受者」に於ける。

「借 受 者

総十号様式中

(法定代理人)」

や「借 受 者」に「連帯債務を
〔負担する借主〕」

や「(連帯借受者)」に「母子及び寡婦福祉法」
に「どこおりなく」や「滞りなく」に「保 証 人」や「連帯保証人」に

「かかる」や「係る」に

借入金額	
利 子	

円 (月額)

借入金額	
利 子	

円

年 3 分

や

借受期間	年 月 日か 年 月 日ま
年 度 別 借受予定額	本年度 年度 年度 年度

円)

に於ける。

円
円
円
円
円

円

「借 受 者」
総十号様式中 (法定代理人)」

や「母子・父子・寡婦福祉資金」に

「既に償還した額」
すでに償還した額

「すでに決定され
ている償還時期

「既に決定され
ている償還時期」
に於ける。

「借 受 者」に「母子・寡婦福祉資金」
総十号様式中 (法定代理人)」に於ける。

や「母子・父子・寡婦福祉資金」に於ける。

総九号様式や次のものに於ける。

第9号様式 削除

「新 保 証 人」
総十号様式中「母子・寡婦福祉資金償還金」や「母子・父子・寡婦福祉資金償還金」
に於ける。

「法
新 保 証 人」
総十一号様式中「保証人変更承認申請書」や「連帯保証人変更承認申請書」に

「借 受 者」に「保証人を」や「連帯保証人を」に
受 定 代 理 人)」

「新 保 証 人」

「おもな資産」や「主な資産」に「おもな負債」
新 連 帯 保 証 人

「新 連 帯 保 証 人」

人に関する事項
 を
 連帯保証人に関する事項
 に改め、同様式(裏)中
 「申請
 (法定代

者
 を「申請者」に、「連帯債務を
 (負担する借主)」を「(連帯借受人)」に、
 理人)」を「保証人」を「連帯保証人」に、「かかる」を「係る」に改め、同様式(裏)
 備考中「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に、
 「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。
- 2 この規則の施行日前に改正前の母子及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定に基づいてした承認その他の処分であつて、この規則の施行の際現に効力を有するものは、この規則による改正後の母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則(以下「改正後の規則」という。)の相当規定に基づいてしたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定に基づいて作成されている申請書等は、改正後の規則の規定に基づき作成された申請書等とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(児童福祉課)